

返還する必要のない「奨学のための給付金」

～令和7年(2025年)度北海道公立高校生等奨学給付金のご案内～

北海道教育委員会では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、教科書費、教材費、通信費など、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯（専攻科にあっては、主に低所得世帯）に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

- ◎ 返還する必要のない「給付金」です。
- ◎ 奨学金や就学支援金(授業料の補助)と一緒に利用することができます。
- ◎ 「奨学のための給付金」の受給を希望される場合は、別途申請手続きが必要となります。

給付を受けられる方（次の条件に該当する方になります。）

- ◎ 令和7年(2025年)7月1日現在、高校第1学年から第4学年（定時制・通信制を含む）。中等教育学校後期課程は4回生から6回生）及び専攻科の生徒を扶養する北海道内在住の保護者等。
- ◎ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（専攻科は、下記の区分世帯）又は生活保護受給世帯のうち「生業扶助（高等学校等就学費）」が措置されている世帯。

給付金額（生徒一人あたりの年額）

区分	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯のうち生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯	32,300円	32,300円	50,500円
非課税世帯	143,700円	50,500円	
生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯			
生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯			10,100円

※ 非課税世帯において、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、1人当たり64,800円加算になります（生活保護世帯で高等学校等就学費が措置されている世帯を除く）。

申請方法（対象となる生徒ごとに申請してください。）

- ◎ 北海道公立高校生等奨学給付金申請書を各学校へ提出してください。
- ◎ 昨年度給付された方についても再度申請が必要です。
- ◎ 手続きの詳細については、『「奨学のための給付金」申し込みを希望する方へ』をご覧ください。

支給方法

- ◎ 審査の結果、支給が決定された場合、指定口座に振り込まれます。
- ◎ 支給は令和7年(2025年)12月下旬（新入生の早期支給は11月下旬）までを予定しています。

【制度についてのお問い合わせ】

在学する学校の事務室にお問い合わせください。